

2月定例Web会議 (2026年2月20日)



情報共有①新規会員自社紹介 日本ガイウスモビリティ(株) 様

議 題②令和7年12月の事故報告について

情報共有③自転車青切符化に向けて情報共有

連絡・調整事項等 (7年度実績と8年度予定案等)

○実技講習会、安全運転競技大会、会議等

○令和7年度総括理事会について

○令和8年度広報活動について

三塚顧問アドバイス

別添 新規会員様資料

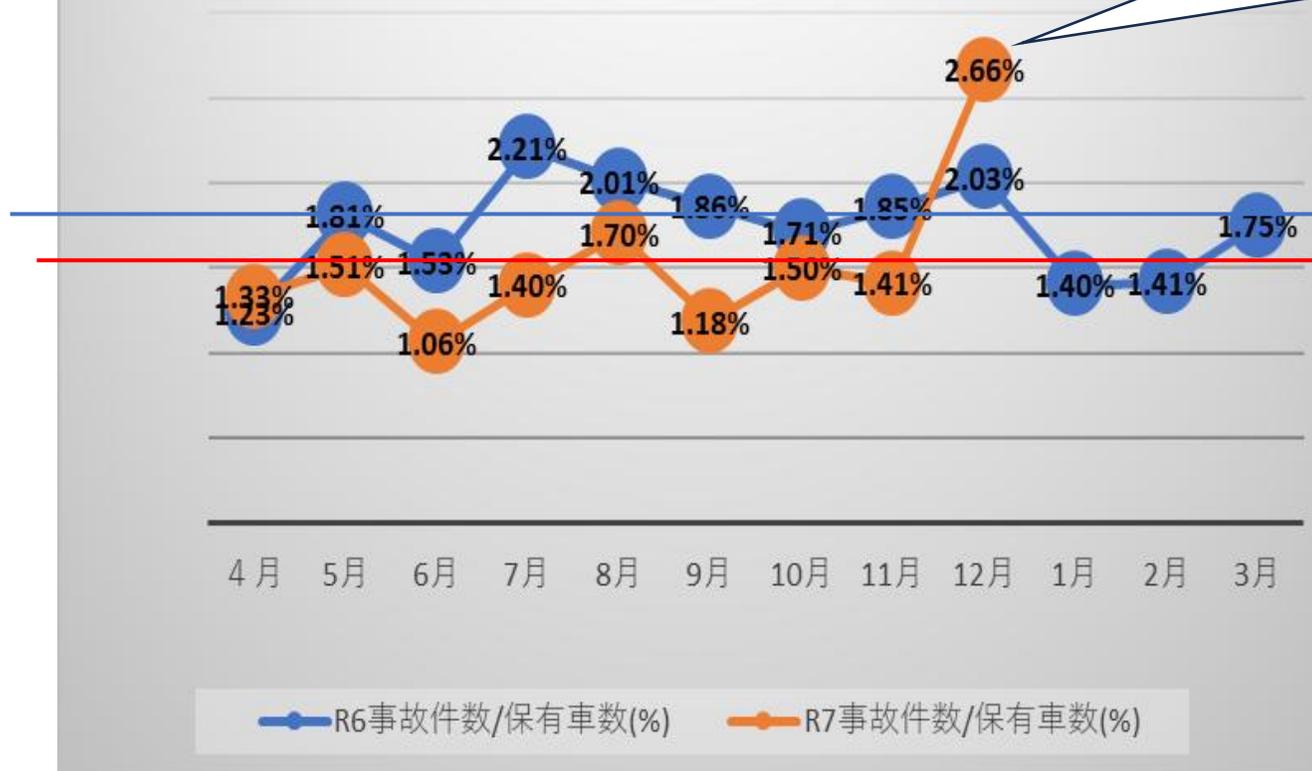
議題②

1 2月の事故報告について

0 事故件数／保有車両数

事故件数／保有車両数※ (%)

※報告件数により異なる

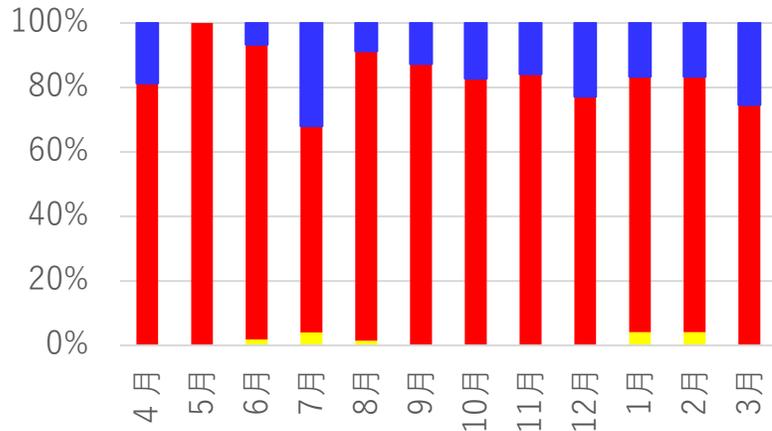


1 2月までの5社の状況を整理
トータルとして6年度平均以下で推移
していたが
1 2月は倍増し前年度該当月を大き
く超えた。

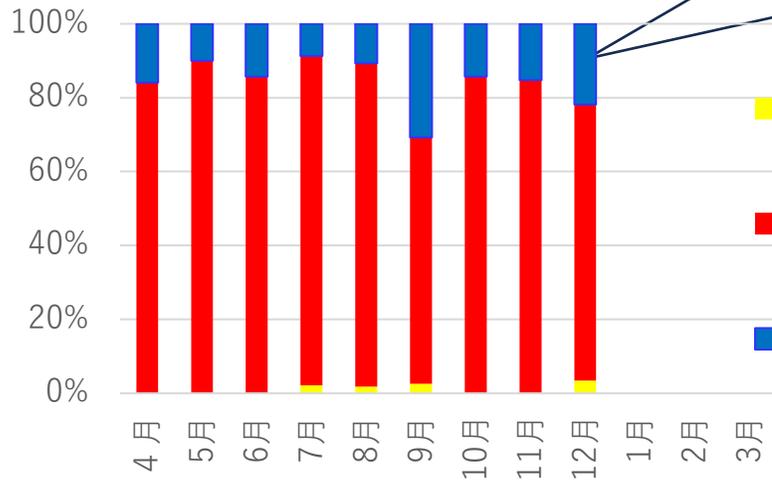
6年度平均
1.74%

7年度平均 (4月～12月)
1.58%

1 搭乗車両区分

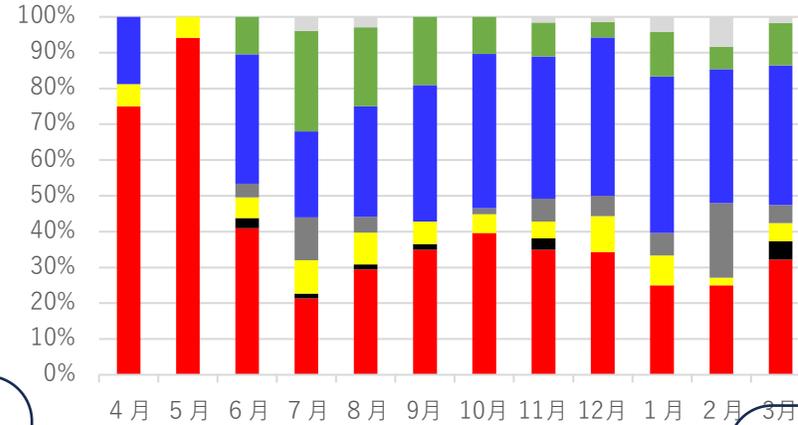


12月は四輪搭乗事故
がやや増加
自転車搭乗事故も
3件発生

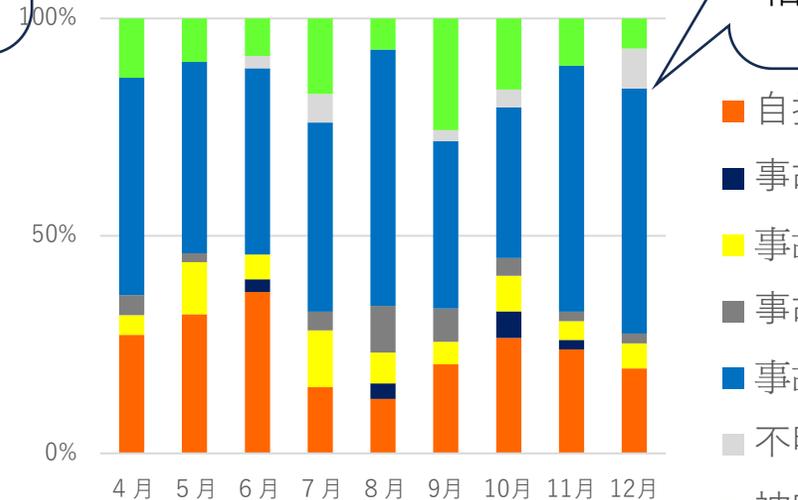


■ 自転車
■ バイク 47
■ 四輪車

2 事故形態について

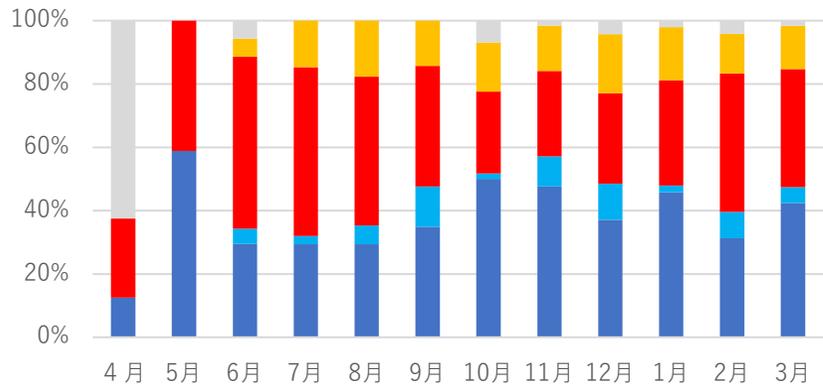


12月も相手四輪事故
が継続して多い
相手自転車事故5件



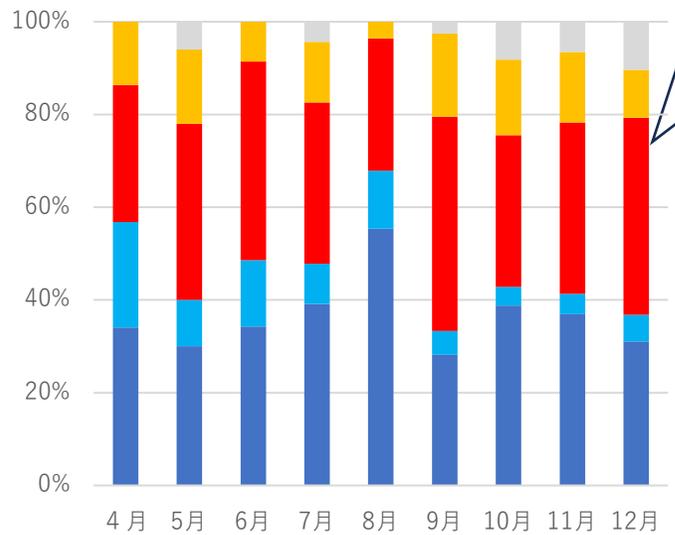
■ 自損事故
■ 事故相手方人
■ 事故相手方自転車
■ 事故相手方バイク
■ 事故相手方四輪車
■ 不明
■ 被害事故

3 事故発生 の道路状況



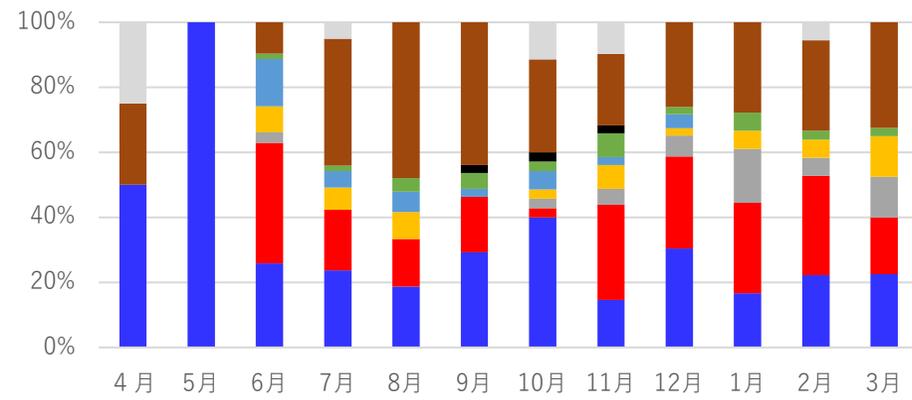
R6年度

12月
交差点事故が増加
直線事故も継続して多い



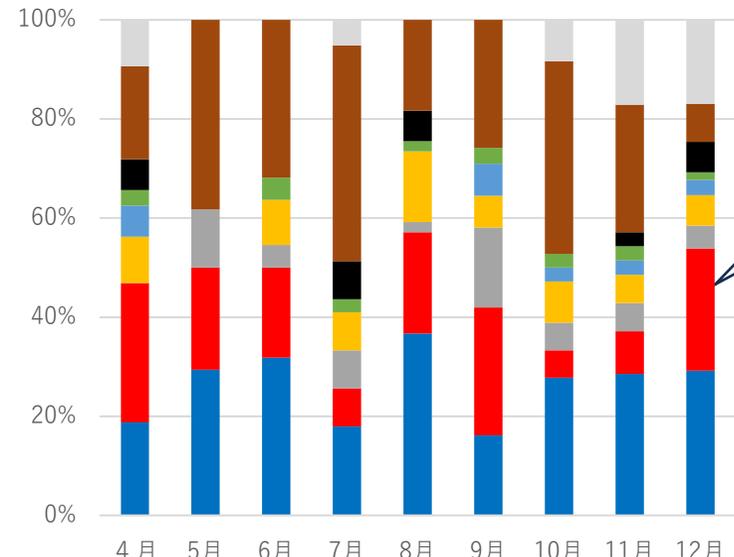
R7年度

4 事故発生状況 (自損事故を除く)



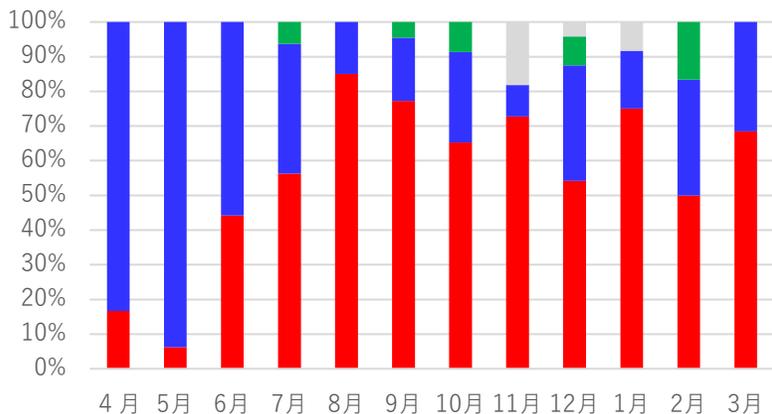
R6年度

12月
直進時出会い頭増
直進時追突も継続して多い

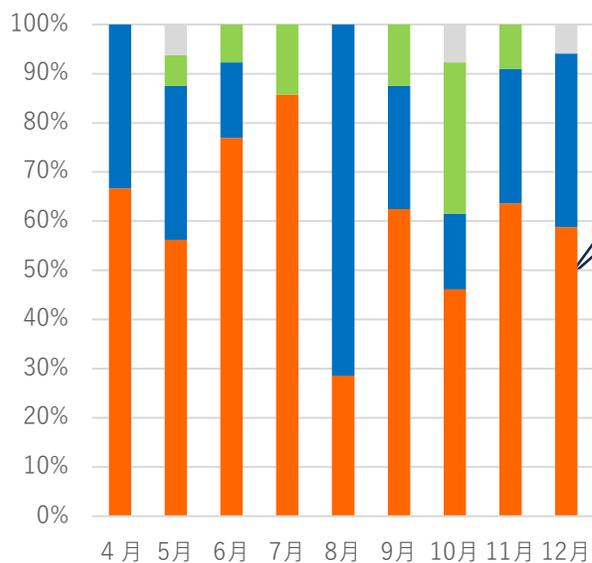


R7年度

5 自損事故区分



R6年度

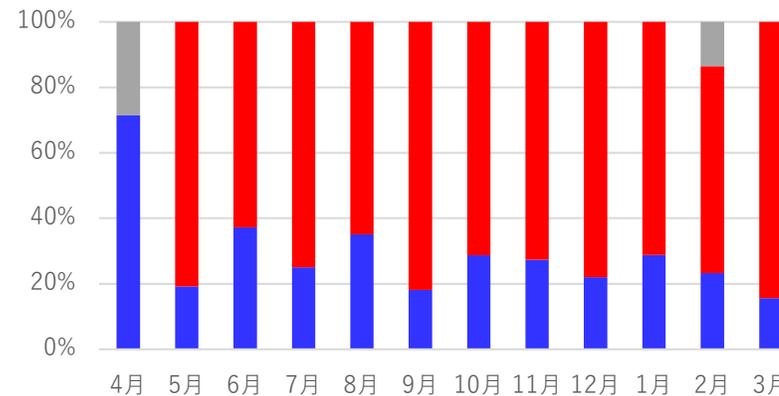


R7年度

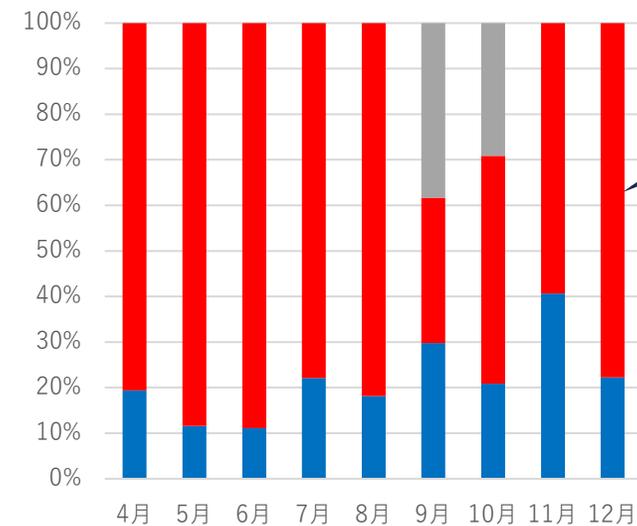
12月
バイク転倒が継続
して多い
自損衝突事故が増

- 転倒
- 衝突
- その他
- 不明

6 事故発生曜日



R6年度

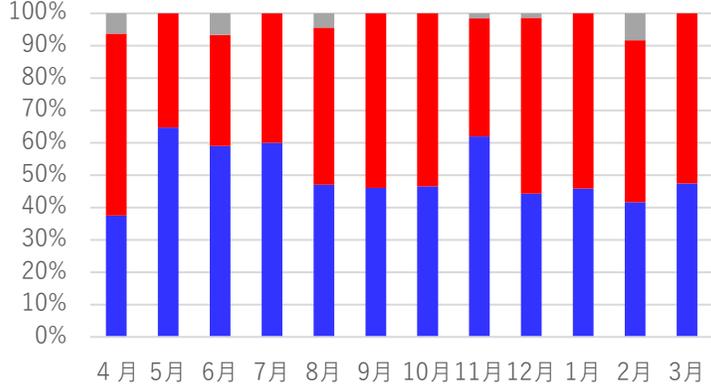


R7年度

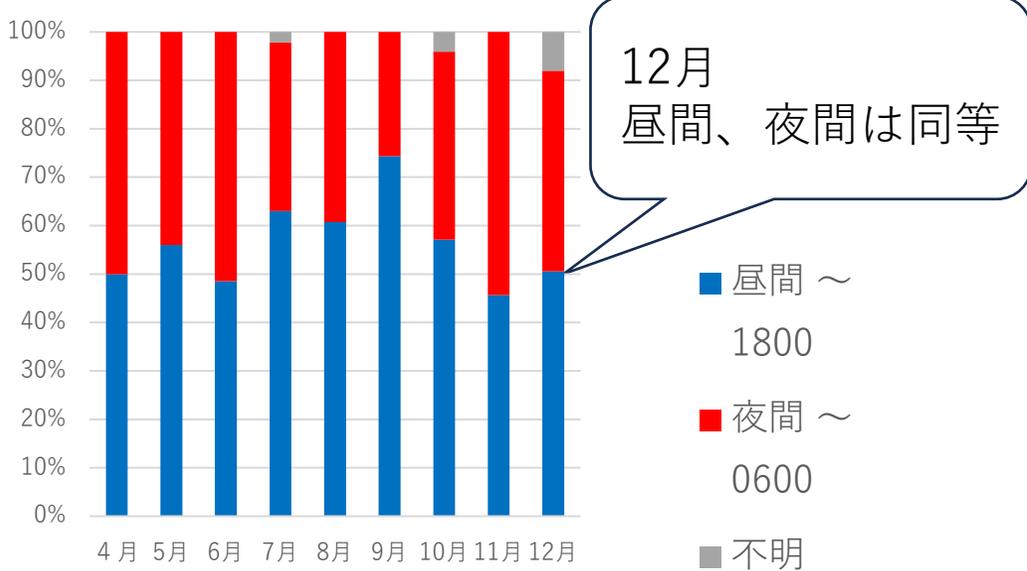
12月
日祝日が増

- 平日平均
- 日祝日
- 不明

7 事故発生時間帯

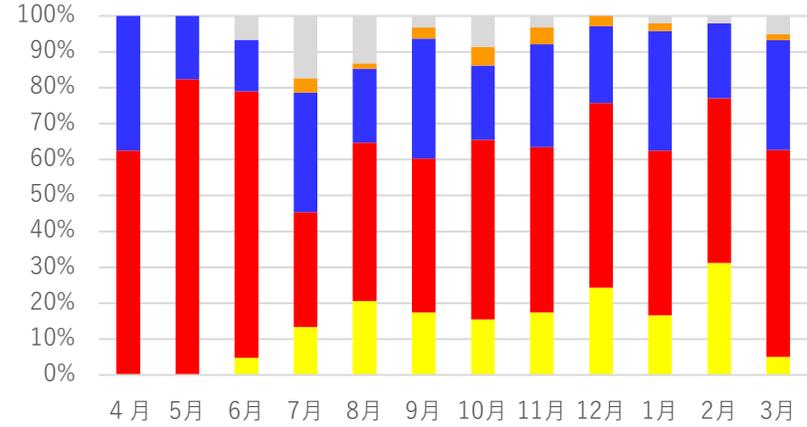


R6年度

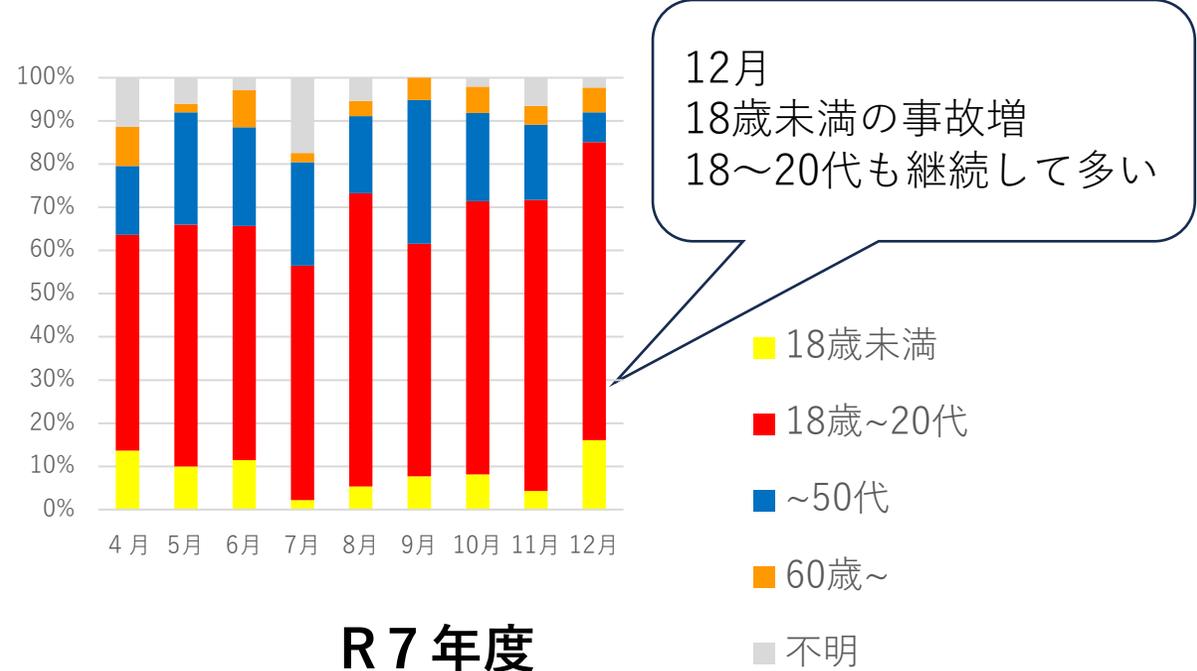


R7年度

8 年齢区分

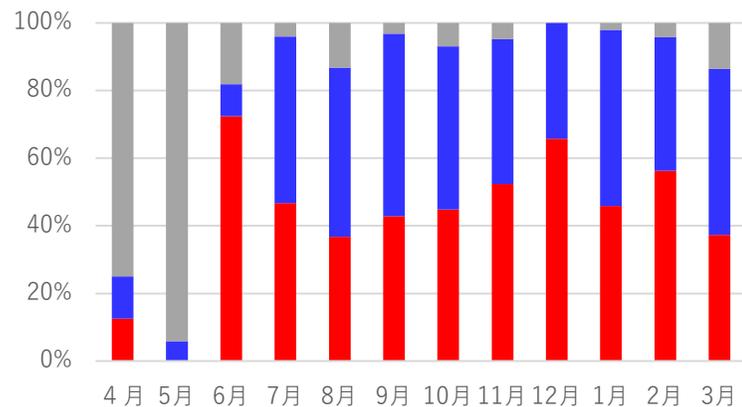


R6年度

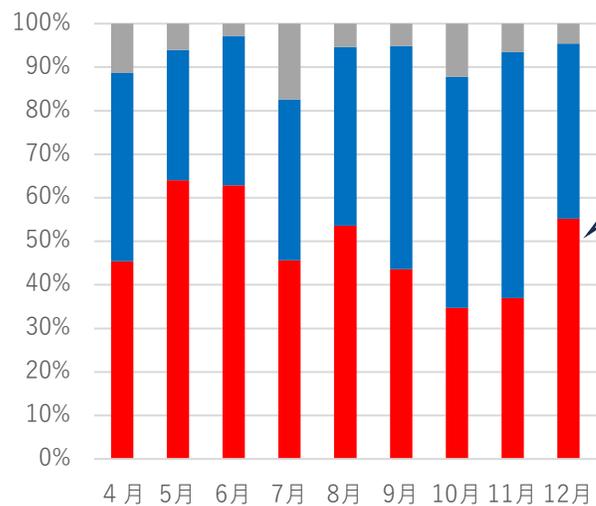


R7年度

9 宅配勤務年数



R6年度

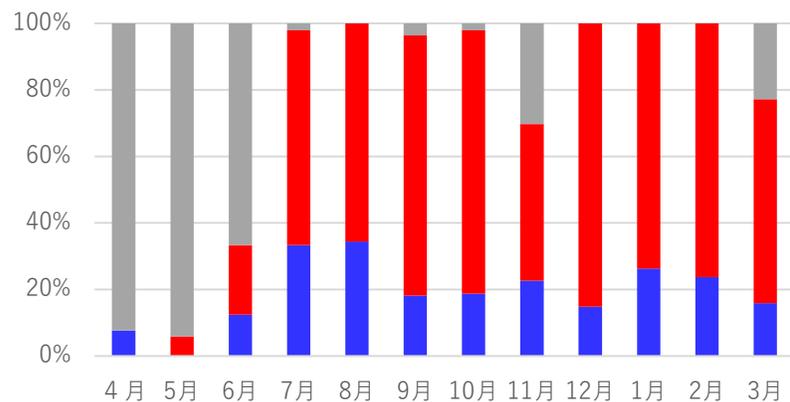


12月
宅配勤務1年未満が急増

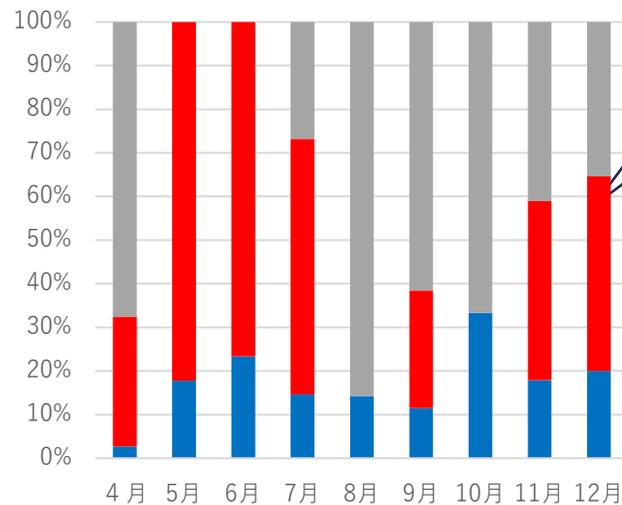
- 1年未満
- 1年以上
- 不明

R7年度

10 バイク事故の二輪免許保有状況



R6年度

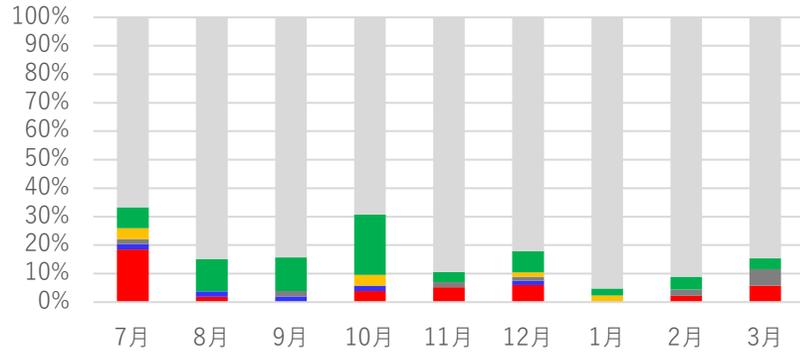


免許無、不明者の事故は
継続して多い

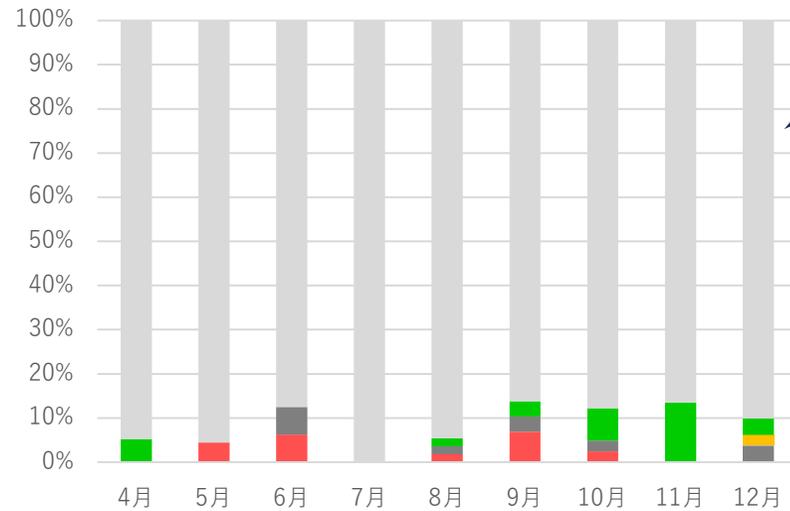
- 有
- 無
- 不明

R7年度

1 1 事故時の当方心理状態等（被害事故を除く）



R6年度



R7年度

事故時の心理状態は多くは不明
12月は
ぼんやりしていた、運転以外の操作、その他

- 急いでいた
- 考え事をしていた
- ぼんやりしていた
- 運転以外の操作
- その他
- 不明

「交通安全教育」 2月号より抜粋

—— 本年4月1日より、
自転車の交通違反に対し「青切符」による取締りが始まります

本年4月1日より、自転車事故の抑制と交通ルール遵守の徹底を目的として、16歳以上の自転車運転者に交通反則通告制度による取締りが始まります。

交通反則通告制度とは、自転車利用者が比較的軽微な反則行為をした場合に反則金が科され、一定期間内に反則金を納付した場合は、刑事手続きが回避される制度です。違反時に交付される交通反則告知書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。



この制度により、自転車利用者にも自動車・バイクなどと同様に、交通ルールの理解を深め交通ルールを遵守した安全な利用が求められます。

【主な反則金】

携帯電話使用等（保持）	12,000円		
放置駐車違反	9,000円	通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、指定場所一時不停止等、無灯火など	5,000円
遮断踏切立入り	7,000円		
速度超過、駐停車違反、信号無視、通行区分違反、安全運転義務違反など	6,000円	路側帯進行方法違反、並進禁止違反、交差点右左折方法違反など	3,000円

自転車の安全利用に関する情報が公開されています

警察庁は2025年12月11日に自転車の交通安全教育の充実を図るための「自転車の交通安全教育ガイドライン」を公開しました。

ガイドラインのほかにも、「自転車ルールブック」や自転車に関する情報を掲載した「自転車ポータルサイト」などのコンテンツが警察庁のサイトで公開されています。

◇自転車の交通安全教育ガイドライン（令和7年12月）

自転車の安全な運転に必要な知識や技術を習得するための、ライフステージごとの特性に応じた目標や教育内容、教育方法などを掲載。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/gaidorain-honbun.pdf>

※このガイドラインは「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」において策定されました。



◇自転車ルールブック（令和7年9月）

青切符制度の導入に伴い、自転車を安全・安心に利用するための自転車の基本的な交通ルールや、指導取締りの基本的な考え方について解説。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/rulebook.pdf>



◇自転車ポータルサイト（令和7年12月）

自転車の交通反則通告制度（青切符）や自転車の交通ルール、事故・違反の発生状況、取締り、自転車の交通安全教育についての情報を掲載。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>



◇ 自転車ルールブックより抜粋

自転車を安全・安心に利用するために

—自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—

【自転車ルールブック】

令和7年9月

警察庁交通局

目次

1 はじめに	p.2
2 自転車への青切符の導入の背景と手続	
(1) 自転車への青切符の導入の背景	p.8
(2) 検挙された後の手続	p.9
3 自転車の基本的な交通ルール	
(1) 自転車とは	p.13
(2) 自転車安全利用五則	p.14
(3) 自転車安全利用五則 1 「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」	p.16
(4) 自転車安全利用五則 2 「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」	p.19
(5) 自転車安全利用五則 3「夜間はライトを点灯」	p.21
(6) 自転車安全利用五則 4「飲酒運転は禁止」	p.22
(7) 自転車安全利用五則 5「ヘルメットを着用」	p.22
4 自転車の交通違反の指導取締り	
(1) 自転車の指導取締りの基本的考え方	p.23
(2) 指導警告の対象となる場合	p.24
(3) 検挙の対象となる場合（「悪質・危険な違反」）	p.25
(4) 青切符ではなく、刑事手続による処理が行われる場合	p.29
(5) 指導取締りを重点的に行う場所・時間帯	p.30
5 青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分	
(1) 自転車運転者講習制度	p.33
(2) 運転免許の停止処分	p.34
* 自転車の交通ルール	
(1) 歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール	p.35
(2) 事故に遭わないための交通ルール	p.41
(3) 危険な行為の禁止	p.45
(4) 自分の身や他者の身を守る方法	p.49
資料1：法上、自転車が対象とされている反則行為	p.51
資料2：刑事手続によって処理される重大な違反	p.53

自転車の交通安全教育 ガイドライン

令和7年12月

自転車の交通安全教育の充実化に向けた

官民連携協議会

目次

1 はじめに（自転車を取り巻く情勢）	1
2 ガイドラインのポイント	3
(1) ガイドラインの目的	3
(2) ガイドラインの構成	3
(3) ライフステージごとの交通安全教育の目標	4
(4) ライフステージごとの教育内容	7
(5) 教育主体別の教育内容・教育方法例	8
3 ガイドラインの活用方法	10
4 ライフステージごとの目標と教育内容	14
(1) 未就学児	14
(2) 小学生（1～3年生）	20
(3) 小学生（4～6年生）	27
(4) 中学生	37
(5) 高校生	46
(6) 成人	54
(7) 高齢者	64
5 各教育主体の教育内容と教育方法の例	70
(1) 販売事業者	70
(2) レンタサイクル・シェアサイクル事業者	74
(3) 保護者・家族	76
(4) 学校等	80
(5) 雇用主事業者	90
(6) 自治体	92
(7) 交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体	95
(8) 警察の取組事例	101
6 基本的な自転車の交通ルール	105
7 教材紹介	122
8 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度	123
付録1	124
付録2	126

ライフステージ	交通事故の特徴
未就学児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両同士の「<u>出会い頭事故</u>」が最も多い。
小学生 (1～3年生)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車事故を起こした原因は安全運転義務違反が最も多く、その中でも「<u>安全不確認</u>」の割合がライフステージ別で最も高い。
小学生 (4～6年生)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転義務違反により自転車事故を起こした原因として、「<u>動静不注視</u>」（いまだ具体的な危険がないとして、相手方の動静注視を怠ることによる判断の誤り）による者の割合が増加し始める。
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学で自転車を利用する者が増加し、通学時の事故が急増する。 ・ 学年別の死亡・重傷事故では、<u>中学1年生（特に6月）</u>が最も多い。 ・ 携帯電話保有率の上昇と相まって、<u>携帯電話使用等に起因する事故</u>が急増する。
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車事故の死傷者数は、主として高校生の年代でピークになる。 ・ 学年別の死亡・重傷事故では、<u>高校1年生（特に6月）</u>が最も多い。 ・ <u>歩行者が死亡又は重傷となった自転車事故</u>の自転車の運転者は、高校生が多い。
成人	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>飲酒運転事故</u>が多い。 ・ 同乗者ありの自転車事故は、<u>30代・40代</u>の割合が高い。 ・ 他のライフステージと比較すると、安全運転義務違反による事故の原因は「<u>安全不確認</u>」が少なく、「<u>動静不注視</u>」が多い。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車乗用中の死亡事故がライフステージ別で最も多い。 ・ 自転車乗用中の車両単独の死亡事故のうち、<u>路外逸脱や転倒</u>が多い。 ・ 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率が年齢層別で最も低い。

(6) 成人

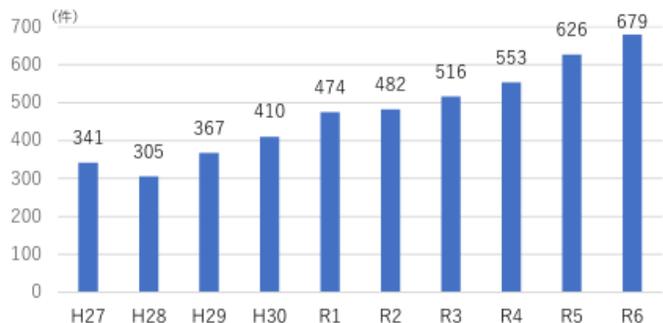
目標

- ▶ 高校生までに習得する交通ルール、他者とのコミュニケーション能力、危険予測と回避能力、歩行者優先といった事項が確実に身に付き、実践できるか確認し、不十分な点を補う。
- ▶ 他の模範となる行動を実践し、こどもに対して交通ルールを教えることができるようになる。

交通事故実態等

- ▶ 飲酒運転事故が多い。
- ▶ 同乗者ありの自転車事故は増加傾向にあり、中でも30代・40代の割合が高い。
(※「同乗者あり」とは、幼児用乗車装置等に同乗者を乗車させた状態を指す。)
- ▶ 外国人による自転車事故は増加傾向にある。

○ 外国人の自転車事故件数の推移



(注)・18歳以上の外国人(日本国籍以外の者をいい、無国籍の者、国籍不明の者を含む、以下同じ。)の自転車乗用者が第1当事者になった事故を計上した。

教育に当たっての基本的な考え方

- ▶ これまでに習得した交通ルールを再確認するとともに、飲酒運転等の悪質な違反行為について、民事・刑事・社会的責任と関連付けて教育する。
- ▶ 理解が不十分な点については、これまでの教育内容を踏まえ、再度、教育を行う。
- ▶ 保護者に対しては、幼児同乗用自転車を運転するときの注意点を教育するとともに、自らが模範となってこどもに対する交通安全教育を行うことの重要性が理解できるように教育する。
- ▶ シェアリング自転車を利用する訪日外国人に対しては、自転車安全利用五則を中心に、在留外国人に対しては、一般成人と同様の交通ルールを教育する。

「技能」の教育内容

項目	習得すべき目標
公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践	・ <u>他者とコミュニケーションを取るとともに、危険を予測し、回避して、安定した車道走行ができる運転能力を身に付ける</u>

「知識」の教育内容

項目	習得すべき目標
全般の交通ルール	・自転車の交通ルールを理解している

教育を行うときのポイント

- ・未就学児～高校生までに習得すべき自転車の交通ルールを復習しましょう。
- ・成人の中には、自転車の交通安全教育から遠ざかっている人もいることから、最近改正された新たな交通ルールなどを盛り込むなどしましょう。
- ・TSマーク等の自転車の車体の安全性を示すマーク(参照:p.72「column 8 自転車の安全性を示すマーク」)の付いたものを使うようにしましょう。

(5) 雇用主事業者

特色

- ▶ 従業員が業務で自転車を利用する場合は使用者責任を負う。自転車通勤をしている場合は、当該従業員の自転車の安全な利用のために、教育を行うことが求められる。
- ▶ 社内研修等の機会を通じ、交通ルールの教育や、企業責任と関連付けて社会的責任の啓発を行うことができる。
- ▶ 外国人の従業員を有する企業で、外国人従業員が業務又は通勤で自転車を利用する場合には、外国人従業員が日本の交通ルールやマナーを理解し、自転車を安全に利用することができるよう教育を行うことが重要となっている。

教育を行うときのポイント

- ・業務で自転車を使用する事業所の場合は、運行管理や指導教育、日常の運行前点検等を実施して、事業所全体で交通安全意識を高めましょう。

主な教育の対象

成人（外国人を含む。） ※p.54「成人」参照

主な教育の対象

成人（外国人を含む。） ※p.54「成人」参照

「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	全般の交通ルール
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・社内研修や交通安全eラーニング等を活用した従業員への定期的な教育・事業所や駐輪場等でのポスターの掲示等により自転車の交通ルールを周知・忘年会シーズン等の飲酒運転が増えやすいと考えられる時期における飲酒運転禁止の注意喚起・ヘルメット着用の効果・必要性の呼び掛け（参照：p.24「8正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32「14ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）

教育を行うときのポイント

- ・「朝礼等の短時間の機会」と「社内研修等の長時間の機会」ごとに教育方法や教育内容を工夫して効果的な教育を実施するとともに、映像やイラストを用いて外国人従業員をはじめとする様々な立場の従業員に分かりやすい内容となるようにしましょう。（参照：p.122「7 教材紹介」）

◇自転車ポータルサイト より抜粋



自転車の交通安全教育

自転車の交通安全を学び直す「交通安全教室」が
全国の都道府県で実施されています！
交通ルールに不安があるとき、見直したい時
ぜひ参加してみてください！



学びたい方向け



実施者向け



交通安全教育教材



よくある質問



教材一覧

未就学児 小学生(1~3年生) 小学生(4~6年生) 中学生 高校生 成人 高齢者

成人

自転車通学安全教育マニュアル集

(一社)自転車協会
自転車の安全利用促進委員会と共同で作成した自転車通学指導の参考資料です…
[続きを読む](#)



成人

スマートチリリンスクール

神奈川県警察
自転車の利用者に知ってほしい基本的な交通ルールを、小学生3年生以上を…
[続きを読む](#)



小学生(4~6年生) 中学生 高校生 成人

自転車の交通ルール ~高齢者を主とした成人向け~

愛知県警察
幅広い年齢層が多様な用途で利用する身近な交通手段である自転車利用者を…
[続きを読む](#)



成人 高齢者

自転車 交通安全

自転車の新しい制度 自転車の交通ルール 取締りについて 事故・違反の発生状況 自転車の交通安全教育 よくある質問

よくある質問

2026年4月から自転車に交通反則通告制度が適用されることを踏まえ、自転車の交通ルールや制度の適用後の取締りについて、よくある質問をまとめています。



- Q. 自転車で違反をただけで、取締りを受けるのですか。 ▼
- Q. 指導警告とは具体的にどのようなことがされるのですか。 ▼
- Q. 指導警告を複数回受けてしまった場合はどうなるのでしょうか。 ▼
- Q. 指導取締りはいつ、どこで行われますか。 ▼
- Q. 自分の周りの「自転車指導取締重点地区・路線」がわかりません。どこで確認できますか。 ▼
- Q. 運転免許証を持っていませんが、取締りを受けたときはどのように本人確認を行うのですか。 ▼
- Q. 自転車の違反で取締りを受けた場合、運転免許証にも影響があるのですか。 ▼
- Q. 子どもでも歩道は通行できないのですか。 ▼
- Q. ながら運転について、自転車に取り付けてある携帯電話・スマートフォンを確認する場合も取締りを受けるのですか。 ▼
- Q. イヤホンをしながら運転した場合は、取締りを受けますか。 ▼

連絡・調整事項等

令和7年度実技講習会 (R8. 2. 24現在)

No.	7年度		実施場所	実技指導担当
	月日(曜)	人数		
1	4/14(月)	4	豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協
2	4/27(日)	0	府中免許センター	府中署、府中安協、二普協
3	5/13(火)	9	寺原自校(熊本)	同校
4	5/20(火)	4	ファインモータースクール上尾	〃
5	6/8(日)	0	府中免許センター	府中署、府中安協、二普協
6	9/26(金)	35	ラヴドライブングスクール蒲田(自転車)	蒲田署、(株)シゲオー
7	9/29(月)	6	豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協
8	10/7(火)	3	中央自動車学校(岩手)	同校、講話 岩手県警察本部
9	10/15(水)	7	伏見デルタ	同校、講話 京都府警察本部
10	10/12(日)	0		
11	10/26(日)	0	府中免許センター	府中署、府中安協、二普協
12	11/9(日)	0		
13	11/6(木)	36	荒川自然公園(自転車)	荒川警察署、荒川区共催、(株)シゲオー
14	11/10(月)	5	東福岡自校	福岡県警察交機隊、二普協
15		10	北方自校(北九州市)	北九州市警察部 機動警察隊
16	11/27(木)	3	保土ヶ谷公園A駐車場	保土ヶ谷署、ホワイトエンジェルズ
17	2/16(月)	0	都南自校	相模原南警察署、ホワイトエンジェルズ、二普協
18	2/25(水)	0	リバーポートマリーナ駐車場	茅ヶ崎警察署、ホワイトエンジェルズ、二普協
合 計		122		

令和8年度実技講習会予定(案)

No.	8年度		実施場所	実技指導担当
	月日(曜)	人数		
1	4月		豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協
2			府中免許センター	府中署、府中安協、二普協
3	5月		寺原自校(熊本)	同校
4			ファインモータースクール上尾	〃
5	6月		府中免許センター	府中署、府中安協、二普協
6	6~9月		ラヴドライブングスクール蒲田(自転車)	蒲田署、(株)シゲオー
7	9月		豊島自動車練習所	池袋署、三交機、二普協
8	10月		中央自動車学校(岩手)	同校、講話 岩手県警察本部
9			伏見デルタ	同校、講話 京都府警本部
10				
11			府中免許センター	府中署、府中安協、二普協
12	11月			
13			荒川自然公園(自転車)	荒川警察署、荒川区共催、(株)シゲオー
14			東福岡自校	福岡県警察交機隊、二普協
15			北方自校(北九州市)	北九州市警察部 機動警察隊
16			保土ヶ谷公園A駐車場	保土ヶ谷署、ホワイトエンジェルズ
17	2月		都南自校	相模原南警察署、ホワイトエンジェルズ、二普協
18			リバーポートマリーナ駐車場	茅ヶ崎警察署、ホワイトエンジェルズ、二普協
合 計				

令和7年度競技大会

No.	7年度		実施場所	7年度大会名
	月日(曜)	人数		
1	9/6(土)	4社 40名	安全運転中央研修所	#26SDA セーフティコンテスト
2	10/22 (水)	5社 40名	警視庁 交通安全教育センター	#22警視庁・SDA共催 安全運転競技大会

令和8年度競技大会計画

No.	8年度		実施場所	7年度大会名	備考
	月日(曜)	人数			
1	9/5(土)		安全運転中央研修所	#27SDAセーフティコンテスト	<ul style="list-style-type: none"> ・中央研修所 交通公園使用 ・車種2輪3輪 ・東京より 借り上げバス
2	10/21 (水) 調整 予定		警視庁 交通安全教育センター	#23警視庁・SDA共催 安全運転競技大会	<ul style="list-style-type: none"> ・車種2輪・3輪



令和7年度会議等

No.	月日(曜)	会議名(場所)
1	4月18日 (金)	4月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
2	5月16日 (金)	5月定例Web会議
3	6月 6日 (金)	令和7年度定時総会・懇親会 (海運クラブ)
4	7月18日 (金)	7月定例Web会議
5	8月22日 (金)	8月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
6	9月19日 (金)	9月定例Web会議
7	10月24日 (金)	10月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
8	11月14日 (金)	11月定例Web会議
9	12月3日 (水)	12月定例会議及び忘年会
10	1月16日 (金)	1月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
11	2月20日 (金)	2月定例Web会議
12	3月13日 (金)	令和7年度 総括理事会 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)

令和8年度会議等 (案)

No.	月日(曜)	会議名(場所)
1	4月17日 (金)	4月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
2	5月15日 (金)	5月定例Web会議
3	6月 5日 (金)	令和8年度定時総会・懇親会 (海運クラブ)
4	7月(金)	7月定例Web会議
5	8月(金)	8月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
6	9月(金)	9月定例Web会議
7	10月(金)	10月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
8	11月(金)	11月定例Web会議
9	12月	12月定例会議及び忘年会
10	1月(金)	1月定例会議 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)
11	2月(金)	2月定例Web会議
12	3月(金)	令和8年度 総括理事会 (神戸大学東京六甲クラブ会議室)

8年度定例会議内容予定について

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考		
定例項目	事故状況分析			事故状況分析						事故状況分析			8年度総括理事会		
	R 7 SD運動成果 R 8 SD運動計画						R 8 SD運動状況								
			8年度総会	# 2 7 SDA 全国大会計画		# 2 7 全国大会 レビュー									
				# 2 3 東京大会大会計画			# 2 3 東京大会 レビュー								
特定項目															
その他	新会員による自社事業紹介														
				会員による 製品紹介							会員による 製品紹介				

令和7年度総括理事会について

日時：令和8年3月13日
15:00～16:30

場所：(一社)神戸大学東京六甲クラブ会議室

参加者：理事・正会員・役員
賛助会員の方も御自由に御出席下さい。

審議項目：①令和7年度事業実績
②令和7年度予算決算予想
③令和8年度事業計画案
④令和8年度予算案



6年度総括理事会 (参考)

新規会員様のご挨拶をお願いしております。

6年度総括理事会 (参考)

令和6年度総括理事会座席表

日時：令和7年3月14日(金)15:00～16:30
場所：(一社)神戸大学東京六甲クラブ 会議室

 国旗		 SDA	
② 			
江見 理事	浅野 理事長	佐々木 評議員	
榊原 監事 代理 (株)ストロベリーコーンズ 山口	③ 		入谷 評議員
	① 		警察庁 久米川 係長
自安センター 齋藤研修 企画室長			
(株)ワイステープル コーポレーション 川口	内海 事務 局長	村川 理事	三塚 顧問
椅子席 7席×3列			
受 付	六甲クラブ事務席		
入 口			

2026自転車・電動モビリティまちづくり博への参加（令和8年度 広報活動）

【参加内容】

S D A ブース設営

S D A 広報資料配布

SCRUM 81号
S D A パンフレット

S D A 広報スライド映写

S D A の概要、活動、
会員の紹介（今後調整）

S D A ポスター掲示

全会員ロゴマーク掲示
（今後調整）



出展のご案内

MIRAI CITY BICYCLE-E·MOBILITY CITY EXPO 2026

自転車・電動モビリティまちづくり博

in 新宿住友ビル 三角広場
(屋内イベント空間)

開催期日：2026年6月10日（水）～11日（木）
主催：BICYCLE-E·MOBILITY CITY EXPO 2026実行委員会
(運営事務局：株式会社ライジング出版)



問合せ先

運営事務局：株式会社ライジング出版
東京都千代田区神田三崎町2-14-6 会沢ビル3F
TEL. 03-5276-3075 FAX. 03-5276-3088
MAIL. tenjikai2026@bicycle-emobiexpo.co.jp
<https://bicycle-emobiexpo.co.jp/>

定例web会議へのご参加ありがとうございました。



資料1：法上、自転車を対象とされている反則行為

反則行為	根拠条文 (道路交通法)	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	§ 71(5)の5	12,000円
放置駐車違反	§ 44①	9,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：12,000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：11,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：10,000円
	§ 45①・②	
	§ 47②・③	
	§ 48	
	§ 49の3③	
	§ 49の4	
遮断踏切立入り	§ 33②	7,000円
速度超過	§ 22①	6,000円（超過速度が15km/h未満の場合） ※ 超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合：12,000円 超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合：10,000円 超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合：7,000円
駐停車違反	§ 44①	6,000円（駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合） ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：9,000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合：8,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合：7,000円
	§ 45①・②	
	§ 47①～③	
	§ 48	
	§ 49の3②・③	
	§ 49の3②	
	§ 49の3④	
	§ 49の4	
	§ 49の5後段	
信号無視	§ 7	6,000円 ※点滅信号を無視した場合は5,000円
通行区分違反	§ 17①・②	6,000円
	§ 17④・⑥	
	§ 28①～④	
追越し違反	§ 29	6,000円
	§ 30	
踏切不停止等	§ 33①	6,000円
交差点安全進行義務違反	§ 36④	
環状交差点安全進行義務違反	§ 37の2③	
横断歩行者等妨害等	§ 38①～③	
	§ 38の2	
安全運転義務違反	§ 70	
通行禁止違反	§ 8①	
歩行者用道路徐行違反	§ 9	
歩行者等側方通過義務違反	§ 18②	
急ブレーキ禁止違反	§ 24	
法定横断等禁止違反	§ 25の2①	
路面電車後方不停止	§ 31	

優先道路通行車妨害等	§ 36②・③
環状交差点通行車妨害等	§ 37の2①・②
徐行場所違反	§ 42
指定場所一時不停止等	§ 43
幼児等通行妨害	§ 71(2)・(2)の3
安全地帯徐行違反	§ 71(3)
被側方通過車義務違反	§ 18④
通行帯違反	§ 20①～③
道路外出右左折合図車妨害	§ 25③
指定横断等禁止違反	§ 25の2②
車間距離不保持	§ 26
進路変更禁止違反	§ 26の2②
	§ 26の2③
追い付かれた車両の義務違反	§ 27①・②
乗合自動車発進妨害	§ 31の2
割込み等	§ 32
交差点右左折等合図車妨害	§ 34⑥
	§ 36①
交差点優先車妨害	§ 37
	§ 40①・②
緊急車妨害等	§ 41の2①・②
交差点等進入禁止違反	§ 50①・②
無灯火	§ 52①
減光等義務違反	§ 52②
合図不履行	§ 53①・②
合図制限違反	§ 53④
警音器吹鳴義務違反	§ 54①
乗車積載方法違反	§ 55①・②
軽車両整備不良	§ 62
自転車制動装置不良	§ 63の9①
泥はね運転	§ 71(1)
転落等防止措置義務違反	§ 71(4)
転落積載物等危険防止措置義務違反	§ 71(4)の2
安全不確認ドア開放等	§ 71(4)の3
停止措置義務違反	§ 71(5)
公安委員会遵守事項違反	§ 71(6)
通行許可条件違反	§ 8⑤
歩道徐行等義務違反	§ 63の4②
路側帯進行方法違反	§ 17の3②
並進禁止違反	§ 19
軌道敷内違反	§ 21①～③
道路外出右左折方法違反	§ 25①
	§ 34①
交差点右左折方法違反	§ 34③
	§ 35の2①・②
環状交差点左折等方法違反	§ 35の2①・②
軽車両乗車積載制限違反	§ 57②
制限外許可条件違反	§ 58③
原付等牽引違反	§ 60
自転車道通行義務違反	§ 63の3
警音器使用制限違反	§ 54②

◇自転車ルールブックより 参考

5,000円

3,000円

資料 2 : 刑事手続によって処理される重大な違反

◇自転車ルール
ブックより 参考

違反の内容	根拠条文 (道路交通法)	罰則
過失建造物損壊	§ 116①	6 月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	§ 65①	5 年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	§ 66	
妨害運転 (著しい交通の危険)	§ 117の 2 ① (4)	
酒気帯び運転	§ 65①	3 年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
過労運転等	§ 66	
妨害運転 (交通の危険のおそれ)	§ 117の 2 の 2 ① (8)	
携帯電話使用等 (交通の危険)	§ 71 (5) の 5	1 年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
救護義務違反	§ 72①前段	1 年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	§ 67③	3 月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	§ 114の 5 ①	3 月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
警察官現場指示違反	§ 4 ①後段	3 月以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金
警察官通行禁止制限違反	§ 6 ④	
違法停車措置命令違反	§ 50の 2	
違法駐車措置命令違反	§ 51①	
積載等危険防止等措置命令違反	§ 61	
無免許等危険防止命令違反	§ 67①	
事故不申告	§ 72①後段	
混雑緩和措置命令違反	§ 6 ②	5 万円以下の罰金
事故現場不退去下命違反	§ 72②	
自転車検査等拒否等	§ 63の10①	
制動装置不良自転車措置命令等違反	§ 63の10②	
自転車運転者講習受講命令違反	§ 108の 3 の 5 ②	
自転車通行方法指示違反	§ 63の 8	2 万円以下の罰金又は料料

付録 1

◇自転車の交通安全教育 ガイドラインより 参考

このガイドラインにおける教育内容と教育方法の全体像は以下のとおりです。

		未就学児 (～6歳)	小学生		中学生	高校生	成人	高齢者
			1～3年生	4～6年生				
利用実態		自転車に乗り始める／利用頻度の増加	行動範囲が拡大			通学目的での利用	通勤や仕事での利用 電動アシスト車や幼 児用自転車の利用増	生活目的での利用 (買い物・通院)
		保護者と同乗／保護者と一緒に運転						
心身機能の発達	知覚・運動	未熟						加齢に伴い変化
	認知	未熟(徐々に成熟)						加齢に伴い変化
	態度	加齢に従い、社会性、感情、パーソナリティ、道徳性による影響を受ける						
事故実態	共通	事故類型別では「出会い頭」が最多 / 法令違反別では「安全運転義務違反」が最多						
	特徴	「安全運転義務違反」の要因として「安全不確認」が増加	「安全運転義務違反」の要因として「動静不注視」が増加			自転車乗用中死傷者数が急激に増加 対歩行者の死亡・重傷事故が急激に増加 携帯電話使用等に起因する事故が増加	飲酒事故の増加	「ハンドル操作不適」が増加
目標	目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全な運転に必要な知識及び技能を体系的に習得すること ○ 「白他の生命尊重」の理念の下、自転車が「軽車両」であることを理解し、交通社会の一員としての自覚を持つこと ○ 自転車利用者が交通ルールを遵守して、自己や交通社会を共有する周囲の者の安全を確保して運転することができるようにすること 						
	ライフステージと	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者として、また、将来、自転車利用者として道路を安全に通行するためのルールを学ぶ。 ・まっすぐ走る、止まりたい場所で止まるといった自転車の基本的な技能を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しいブレーキのかけ方で止まること。周りの状況に合わせた速度の調整など自転車の技能を高める。 ・自転車に乗るときは、左側通行を徹底すること。歩道では歩行者が優先でゆっくり通行すること。赤信号、一時停止標識のある交差点では必ず止まることを身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生(13歳)から安全に車道を走れるよう、左側通行の原則を徹底し、自転車に乗る上で必要な一通りの交通ルールと運転技術を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗るときの交通ルールの理解を深め、定着するようにする。 ・加害者となり刑事・民事上の責任を問われ得ることを認識するとともに、他の車両や歩行者に対するコミュニケーション能力や危険を予測・予防して回避するための能力を習得し、交通社会の一員として、自転車の安全を確保することが大切なことを自覚する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗るときの交通ルール、他の車両や歩行者とのコミュニケーション能力と危険を予測・予防して回避するための能力を確実に習得する。 ・自転車の免許取得が近づく中、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転するときの社会的責任を理解し、歩行者が優先であることを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生までに習得する交通ルール、他者とのコミュニケーション能力、危険予測と回避能力、歩行者優先といった事項が確実に身に付き、実践できるか確認し、不十分な点を補う。 ・他の模範となる行動を実践し、こどもに対して交通ルールを教えることができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗るときの交通ルールを確認し、理解が不十分な点を習得する。また、70歳以上で普通自転車や歩道を通行するときの歩行者優先を徹底する。 ・加齢によって、身体機能や認知機能が衰化し、踏外逸や転倒事故が増加することから、運転技能が十分か確認し、夜間の運転は控えるなどする。
技能	<ul style="list-style-type: none"> ・バランス能力の向上 ・ブレーキのかけ方 	<ul style="list-style-type: none"> ・公道における交通ルール等(安全確認や、交通におけるコミュニケーションを含む。)に則った運転の実践 					<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う運転技能の変化の理解 	

教育内容・教育方法例 (※白抜き部分が教育方法の例)	知識(交通ルール)	<ul style="list-style-type: none"> 信号機の信号等に従う義務 徐行すべき場所 指定場所における一時停止 ヘルメットの着用 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法上の自転車の位置付け 車道の通行方法 歩道の通行方法 駐輪場所、駐輪方法 交差点の通行方法 右左折の方法 踏切の通行方法 ライトの点灯 点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩行者の優先 並道の禁止 二人乗り等の禁止 携帯電話使用等の禁止 事故時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> イヤホンをつけたり傘を差しながらの運転の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転の禁止 付帯装置不良自転車の運転の禁止 	全般の交通ルール (ルールの再確認)		
	「技能」及び「行動・態度」の教育と関連付けながら必要な知識を習得する (※安全教室等の機会のほか、購入時や日常生活における声かけ等あらゆる機会を活用して実施)								
行動・態度	危険予測・回避行動	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底 <ul style="list-style-type: none"> 交差点等を横した空間での法規走行 日常的な道路の走行(保護者が付き添い)において「止まる」「見る」「確かめる」をこどもと一緒にやる 	<ul style="list-style-type: none"> 身の周りの危険箇所の把握 歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測 見とおしの悪い交差点でのフィールドワーク、安全マップの作成 実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能の成熟により事故を起こした場合の相手方の被害が重大となる可能性があることへの理解 「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解 危険な自転車の運転が撮影された映像等の視聴 シミュレーター等を用いた危険性の体験 	危険予測・回避行動は、高校生までの習得を目指す	身の周りの危険箇所の把握 家族、自治体等による危険箇所の呼び掛け 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化の理解 シミュレーター等を用いながら危険予測能力の再確認	とるべき回避行動		
	交通社会の一員としての態度	他の人がいることの認識及び他の人を思いやる気持ちの醸成 日常生活や技能面の教育を通じ、他者や物へぶつからないことのために取るべき行動について話し合う	歩行者保護の重要性の理解と実践 交通ルールの教育を通じ、歩行者と自転車の優先関係や、どのような配慮を行うべきか考える	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践 交通ルールや危険予測・回避について学ぶ中で、自分の行動を振り返り、自分がどのような運転を行えば自らを守るとともに交通の円滑が保たれるかを検討・討論 他の模範となる安全な運転を行うことへの理解と実践 交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表	安全な交通社会づくりの理解 地域の交通安全イベント等への積極的参画	刑事・民事上の責任の理解 対歩行者事故等により損害賠償や刑事責任が発生した事例の学習			
教育機会・教育主体	販売事業者、レンタル・シェアサイクル事業者(購入時、利用時の教育)								
	保護者(日常的教育)							雇用主事業者(日常的教育、安全教室等の開催)	家族(日常的教育)
	学校等(日常的教育、安全教室等の開催)								
	交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体、自治体(安全教室等の開催や他の教育主体への協力)								

付録2

各ライフステージを通じて習得することとしている基本的な交通ルールの一覧です。

※p.105～「8 基本的な自転車の交通ルール」で各ルールを解説しています。
該当する番号のページを参照してください。

カテゴリー	交通ルール	年齢	小学生	
			1～3年生	4～6年生
歩行者保護をはじめとする他の交通主体との関係のための交通ルール	道路の通行よみと自転車の位置付け	1		自転車は「軽車両」であり「車両」の一種
	歩道の通行場所と通行方法	2		車道が原則 + 左側通行
		3		左側通行
		4		普通自転車専用通行
	歩道の通行場所	5		歩道を通行できる場合の通行場所 + 通行方法
		6		普通自転車通行指定部分（歩道）が設けられている場合
		7		踏切等が設けられていない場合
	横断歩道の渡り方	8		横断歩道は優先しよ
	歩道の禁止	9		歩道の通行禁止
	歩道橋・踏切方法	10		歩道橋（踏切）の利用 + 歩行者の通行方法
事故に遭わないための交通ルール	信号機の信号機に立ち寄り	11		立ち寄り禁止 + 信号の意味 + 取るべき行動
	歩行中歩道橋	12		歩道橋の上を歩行 + 歩道橋の構造 + 歩道橋に上る際の歩行方法
	指定場所における一時停止	13		「一時停止」の場所 + 安全確認
	歩道の歩行方法	14		歩道：左側通行 + 歩道の歩行方法
	交差点の通行方法	15		交差点の通行方法（歩行者優先） + 歩行者の通行方法
	踏切の通行方法	16		踏切の通行方法（踏切がある場合は歩行者優先）
危険な行為の禁止	飲酒運転の禁止	17		飲酒運転の禁止
	携帯電話使用の禁止	18		携帯電話使用の禁止
	乗客の制限	19		二人乗り禁止
	イヤホン・イヤホン使用時の禁止	20		イヤホン・イヤホン使用時の禁止
	歩道橋や歩道橋からの通行の禁止	21		歩道橋や歩道橋からの通行の禁止
自分や他者の身を守る方法	ライトの点灯	22		ライトの点灯の必要性
	ヘルメットの着用	23		ヘルメット着用の必要性
	点検整備	24		自転車の各部の点検 + 点検時の点検項目
	歩道の歩行	25		歩道の歩行時の注意

◇自転車の交通安全教育ガイドラインより 参考

中学生	高校生	社会人	高齢者	法条	五則
				§ 2① (11)	—
				§ 17①④	—
				§ 18①	—
				§ 20②	①
				§ 63の3	—
				§ 63の4	—
				§ 63の4	—
				§ 17の3	—
				§ 38	—
				§ 19	—
				§ 44～	—
				§ 7	②
				§ 42	②
				§ 43	②
				§ 34	—
				§ 36	②
				§ 33	—
				§ 65	③
				§ 71 (5の5)	—
				§ 57	—
				§ 71 (6)	—
				§ 63の9	—
				§ 52	③
				§ 63の11	④
				§ 62	—
				§ 72①	—